

平成29年第10回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年 2月27日(火)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成30年 2月27日(火) 午前10時30分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成30年 2月27日(火) 午前11時00分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 8名 欠席 3名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		○
	2	佐 藤 博 幸		○
	3	臺 川 幸 弘		●
	4	満 保 豊		●
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		●
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		○
	9	高 橋 一 博		○
	10	安 川 和 範		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員	議席番号	5番 伊 藤 淳 一 6番 湯 澤 敏 孝		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之		
	事務局次長	小 塚 和 博		
	総務係長	井 上 剛		

平成29年度第10回天塩町農業委員会総会

議 長

ただ今の出席委員は8名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第10回天塩町農業委員会総会を開催します。

議 長

これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、5番 伊藤淳一君、7番 山下雅博君を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議 長

それでは議事に入りたいと思います。

議 長

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第2号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。3ページをご覧ください。

1件目につきましては、申請者は 氏となっております。土地については、字更岸 番 となっております、転用面積は、1,941.70 m²となっております。転用目的は牛舎、尿溜、堆肥盤の建設で、工期は平成30年4月1日より平成30年10月30日となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、農用地区域内農地ではありますが、牛舎を建設するに辺り、既存の牛舎では手狭であることから、酪農基盤の充実を図るため、農用地利用計画が農地から農業用施設用地に変更されていることから転用はやむを得ないと考えます。

資力については、融資証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、該当はありません。

その他の区分については、平成 29 年 11 月 16 日に農業用施設用地に用途が変更されております。ほかはご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

5 ページから 27 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

次に、2 件目になりますが、別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。29 ページをご覧ください。

申請者は 氏となっております。土地については、字下サロベツ番、番 となっております。転用面積は、10,271.28 m²となっております。転用目的は牛舎、スラリーストアの建設で、工期は平成 30 年 4 月 1 日より平成 30 年 12 月 31 日となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、農用地区域内農地ではありますが、申請者が搾乳ロボット牛舎を建設するに辺り、既存の牛舎では手狭であることから、酪農基盤の充実を図るため、農用地利用計画が農地から農業用施設用地に変更されていることから転用はやむを得ないと考えます。

資力については、融資証明書及び補助申請の写しの添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、該当はありません。

その他の区分については、農業用施設用地への用途の変更申請中になります。ほかはご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

31 ページから 46 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

議 長

1 件目と 2 件目につきましては、私と佐藤委員が関係する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限により退席するため、安川職務代理に議事進行を譲ります。

(宍戸会長、佐藤委員退室)

安川代理

宍戸会長に変わり議事を進行いたします。

本件につきまして事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。49 ページをご覧ください。

1 件目につきましては、貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字オヌブナイ 番 となっております、転用面積は、24,064.00 m²となっております。転用目的は牛舎及びスラリーストア、バンカーサイロの建設で、工期は平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、副数戸の農家による法人の設立に伴い、新たに牛舎等の設備を建設するに辺り、社員の所有地のなかで土地の検討も行ったが、地盤等の条件に当該地が最適であること、また農用地利用計画による農業施設用地への変更を申請中とのことであるから、転用はやむを得ないと考えます。

資力については、融資証明書及び補助金申請書の写しの添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、地権者の同意書が添付されていることから問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

51 ページから 71 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

2 件目につきましては、意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。72 ページをご覧ください。譲渡人は 氏、譲受人については、 となっております。土地については、字オヌブナイ 番 、 番 となっております、転用面積は、19,949.00 m²となっております。転用目的は牛舎及びスラリーストア、バンカーサイロの建設で、工期は平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日となっております。永久転用となっております。

内容につきましては、1 件目と重複いたしますので説明を省略いたします。

事務局

74 ページから 76 ページには申請書を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

安川代理

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

谷村委員

さんは賃貸で、さんは売買となっているが、さんの賃貸になっているが賃貸を辞めるとかというトラブルが発生したときには、そのへの対処方法なんかはちゃんと出来ているのか心配がありまして、要するに聞くところによると構成メンバーだからその点は問題ないと思うんだけど、あくまでも農用地を永久転用ということだから、完全に農用地から外していくんですか。

事務局

転用後は宅地になりますので、そのとおりです。

安川代理

他にありませんか。

全 員

ありません。

安川代理

質問なしと認めます。

安川代理

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

安川代理

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

関係委員は席にお戻りください。

(宍戸会長、佐藤委員入室)

議 長

次に、3 件目につきましては、奥山委員が関係する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限により退席を求めます。

(奥山委員退室)

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。78 ページをご覧ください。

3 件目につきましては、譲渡人は 氏、譲受人については、 となっております。土地については、字更岸 番、 番 となっており、転用面積は、10,490.20 m² となっております。転用目的は牛舎及びスラリーストア、バンカーサイロの建設で、工期は平成 30 年 4 月 1 日より平成 31 年 3 月 31 日 となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、副数戸の農家による法人の設立に伴い、新たに TMR センターを開始することからバンカーサイロ

事務局

の建設することにあたり、社員の所有地のなかで土地の検討も行ったが、地盤等の条件に当該地が最適であること、また農用地利用計画による農業施設用地への変更を申請中とのことであるから、転用はやむを得ないと考えます。

資力については、融資証明書及び補助申請の写しの添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、地権者の同意書が添付されていることから問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

80 ページから 103 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての質疑を行います。

全員

ありません。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。関係委員はお戻りください。

議長

次に「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号 13-1 の利用権設定の案件につきまして、事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。105 ページをご覧ください。

整理番号 13-1 についてであります、氏から氏に賃貸借権の設定をするものです。本件は再設定の案件となります。

位置につきましては、106 ページ、107 ページをご覧ください。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長
議 長
全 員
議 長

ただいま、事務局より説明のありました賃貸借権の設定の質疑を行います。
ありません。
質問なしと認めます。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。
以上をもちまして平成 29 年度第 10 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成 30 年 2 月 27 日

署名委員

(5 番) 伊藤 淳一 ㊟

(7 番) 山下 雅博 ㊟